

東南アジア学会第95回研究大会 大阪大学・豊中キャンパス
6月4日(日)自由研究発表要旨集

12:00 受付開始 [2階ロビー]

12:50 開会の辞 [第5番講義室]
大会準備委員長 桃木至朗(大阪大学)

*自由研究発表：発表20分、質疑応答10分、移動・準備5分

第1セッション 座長：蓮田隆志(新潟大学) [第5番講義室]

13:00－13:35 阮朝治下ベトナムにおける產物税の問題—別納戸を中心として—
多賀良寛(大阪大学・院生)
13:35－14:10 ベトナム北部山地の首長権力と鉱産資源—18-19世紀のトゥロン鉱山における銅生産と流通を中心に—
岡田雅志(大阪大学)
14:10－14:45 ベトナム大南阮朝のチャンバー観—「チャム王年代記」漢訳本の参考をめぐって—
新江利彦(静岡大学)

14:45－15:00 休憩

第2セッション 座長：飯島明子(天理大学) [第3番講義室]

15:00－15:35 貢納からみた宋朝の天下秩序—宋朝の天下理念と東南アジア—
遠藤総史(大阪大学・院生)
15:35－16:10 タイ立憲君主制とは何か—副署からの一考察—
外山文子(京都大学／学振特別研究員PD)

第3セッション 座長：宮脇聰史(大阪大学) [第1番講義室]

15:00－15:35 「マレー・ナショナリズム」の統制と「人種暴動事件」
竹野富之(名城大学・非常勤講師)
15:35－16:10 災害対応のなかの都市変容—マニラ首都圏における社会階層の持続と変化を事例に—
西尾善太(京都大学・院生)

16:20－17:20	会員総会	[第5番講義室]
17:20－18:20	東南アジア史学会賞受賞記念講演 脱植民地主義のベトナム考古学 —「ベトナムモデル」「中国モデル」を超えて— 俵寛司（長崎国際大学）	[第5番講義室]
18:30－	懇親会 参加費 3000円（一般・学生会員とも）	[豊中福利会館3階食堂]

自由研究発表

第 1 セッション

阮朝治下ベトナムにおける產物税の問題－別納戸を中心として－

多賀良寛（大阪大学大学院）

1802 年の阮朝の成立により、南北ベトナムは史上初めて政治的に統一されることとなつた。統治領域の広がりに伴って、阮朝の支配下に置かれた人間集団の構成も多様化した。阮朝の統治領域には、人口の多数を占めるキン族の稻作小農民のほかに、稻作以外の生業に従事する職農民やキン族以外のエスニックグループが広範に存在していた。本報告では、「別納戸」と総称される非稻作民と彼等に賦課された產物税に着目し、税制度という観点から阮朝の統治機構が持つ多様性・複雑性の一端を明らかにする。

阮朝の税制度が、稻作民を生業とするキン族の小農民を基礎に構想されていたことは事実である。キン族の稻作民は税制上「実納戸」と呼ばれ、土地税（現物納）、人頭税（貨幣納）および兵役・徭役の義務を課されていた。彼等によって負担される土地税と人頭税は、税制の中心となすものとして「正賦」に分類された。いっぽう阮朝の税収には、実納戸に賦課される正賦のほかに、多様な產物税や流通部門への課税、鉱山税など多様な項目が含まれおり、それらは正賦に対して雜賦に区分される。このうち非稻作部門に従事する人々は「別納戸」と呼ばれ、それぞれの生業に応じた產物税を課されていた。別納戸のうちには、キン族のほか華人や山地民など多様なエスニックグループが包含されていた。19 世紀初頭の税制をまとめた『税例』（ハンノム研究院所蔵）という史料によると、產物税には布や紙などの手工業製品、沈香などの森林物産、鉱産物などがあり、当別納戸として把握された人口は 4 万人を越えていた。

別納戸は実納戸にない特権として、兵役の免除が認められていた。そのため一部の稻作民は兵役を逃れるために生業を偽って別納戸となり、指定された產物を市場で購入して納税にあてていた。こうした事例からは、国家の指定したカテゴリを自らの利益に従って戦略的に選び取る人々の姿が見て取れる。いっぽう稀少な森林物産や鉱産物が納入物として指定された場合、別納戸の税負担はしばしば過大なものとなり、納税民の逃散が発生した。なお国家は既存の職農民を別納戸に分類するだけでなく、自ら流民を招集して新たに別納戸を創出することもあった。

税として徵収された各種產物には、各種の紙のように直接国家の行政活動で消費される物品もあれば、布類や銅のように国営の作業場で最終製品へ加工されるものもあった。さらに沈香や燕巣など国際商品としての価値をもつ物品は、朝貢の際しての貢物や国営貿易における輸出用商品としても重要であった。阮朝は国家による現物収取の手段として、①税としての產物の徵収および②現金もしくは米による產物の買い上げ（和買）という二つの手段を組み合わせていた。徵税を介した収取では納入する產物が直接別納戸に割り振られるに対し、和買による収取では業戸と呼ばれるエージェントが生産者と国家を仲介し、物品の調達を請け負っていた。

**ベトナム北部山地の首長権力と鉱産資源
—18-19世紀のトゥロン鉱山における銅生産と流通を中心に—**

岡田雅志（大阪大学）

本報告は、近世後期における広域の鉱産需要拡大に伴う大陸部東南アジア山地世界の経済開発と地域社会との関係について、在地首長権力の役割に注目しながら論じるものである。近年、ジェームズ・C・スコットの『ゾミア』の出版によって注目が集まる同地域であるが、彼が論じる山地社会の在り方と異なる一面も明らかにしてゆく。

「華人の世紀」と呼ばれる 18 世紀～19 世紀前半の東南アジアにおいて、大陸部、島嶼部を問わず、フロンティア地域において中国移民による鉱山開発ブームが起こり、東南アジア経済に巨大なインパクトを与えたことはよく知られているが、当該地域の人々の鉱山開発への関与や、移住者との関係については、史料が乏しいこともありこれまでほとんど明らかになっていない。そこで本報告では、中越境界地域に存在したトゥロン (Tu Long, 聚龍) 鉱山を事例に、近年利用可能になった阮朝ベトナムの行政文書群（阮朝硃本、阮朝地簿）などを利用することによって、在地権力の銅生産・流通に果たした役割を中心に考察する。

トゥロン鉱山は東アジア地域の銅錢需要の増大により 18 世紀以降、中国からの移民を中心的に急速に開発が進み、当時アジア最大級の生産量を誇る鉱山の一つとなったとされている。しかし、阮朝硃本などの各種史料の検討を通じてわかるることは、開発が本格化する 18 世紀から阮朝ベトナムの下で中央集権化が進む 19 世紀前半に至るまで、現地の首長権力が一貫して、鉱産資源の生産・流通管理において、移民ネットワーク（その中には従来重視されてこなかった儂人と呼ばれる非漢族移民も含まれる）と国家との間の仲立ちとして鉱山開発の中心を担っていたことである。他方、阮朝による資源管理への依存を深めたことは、移民集団と在地社会及び国家の間の利害を調整することにより成立していた首長権力の不安定さを増大させた一面も見えてくる。

以上のように、本報告で取り上げる中越境界の鉱山社会の動態は、ジェームス・スコットが論じたような国家による周縁化プロジェクトの「裏面」としての無国家化の動きのみからは到底論じることはできず、国家権力の伸張以外にも、国際市場の動向、移民ネットワークの拡大など様々な因子の中で理解されることが必要であることがわかる。このような境界的権力の在り方は、山地社会から近世と近代との連続性をとらえ直す新たな可能性をも示唆するものであろう。

自由研究発表

第 1 セッション

**ベトナム大南阮朝の史官による漢籍チャム写本の参照事例
—阮文超「順城遺事」所収の阮文承開載世次と「チャム王年代記」跋文をめぐって—**

新江利彦（静岡大学グローバル企画推進室特任准教授）

十九世紀後半の『大南寔録』における明命年間の「四訳館」設立及びチャム語文献翻訳に関する記述や、張永記『士載書譜』におけるチャム語研究書・教科書への言及、また二十世紀初頭のデューラン及びパルマンチェによるチャンバー王家文書群（含む漢籍チャム写本群）の発見により、広南阮氏や大南阮朝においてチャム語文献の翻訳（漢訳）が広範に行われていたことが確認されている。しかし、史官たちが実際に漢籍チャム写本を参照したかどうかについて、これまで未確認のままであった。本発表では、大南阮朝の史官であった阮文超（1871 年没）が、チャンバー王国の改土帰流の年（1832 年）に完成したチャム語文献「チャム王年代記」の漢訳を参考してチャンバー王国の通史「順城遺事」を著していたことを、漢訳とチャム語原文との対照から明らかにする。

阮朝期の歴史・地理文献でチャンバーの建国から改土帰流までの通史を扱ったものとして、1889 年に公刊された阮仲合等撰『大南正編列伝初集』所収の「占城伝」と、1900 年に公刊された阮文超の遺稿集『大越地理全編』所収の「順城遺事」がある。「占城伝」と「順城遺事」という二つのチャンバー通史は、どちらも阮仲合が関与しており、かつ阮仲合が後者の撰者阮文超と国史館における同僚・親友であったために、両者の内容には大きな違いはないが、「順城遺事」には、「占城伝」の内容と明らかに異なる個所と、「占城伝」には見られない撰者の意見陳述がある。チャンバー王家（チャム王家）の祖先祭祀について、「占城伝」は断絶したと書き、「順城遺事」は継続していると書く。また、王の系譜について、阮文超は「阮文承開載世次」というチャンバー史料の漢訳を利用し、チャンバーが西暦 1000 年のチャンバーのヴィジャヤ遷都以降のみを自らの歴史としていることに言及する。フエにはいまも占城国王廟（いったん破壊されたのち、国王夫人の廟として再建）があり、平順省にもチャム王家の祠堂が現存し、祭祀は継続されている。阮文承開載世次の内容は、「チャム王年代記」の跋文と比較して、その正確な漢訳であったことが確認された。以上から、ベトナム大南阮朝の史官阮文超が漢籍チャム写本を参照していたことが明らかになった。

貢納からみた宋朝の天下秩序—宋朝の天下理念と東南アジア—

遠藤総史（大阪大学博士後期課程）

これまでの東南アジア史において、「朝貢」は中国との貿易の一手段として、主に経済的側面が強調されてきた。これに対し中国史では、朝貢体制のような朝貢を媒介にした中国中心の政治体制に関する議論など、主に「朝貢」の政治性に注目する議論が盛んであり、近年では「朝貢」に対する中国王朝の理念的背景を解明しようという研究が行われている。

その一方で中国史では近年、中国王朝の国家秩序を規定する最も重要な要素として、各地からの貢納物の存在が注目されている。渡辺信一郎『天空の玉座』（柏書房、1996 年）は、唐王朝は貢納物・調庸物・地図・戸籍の收取と把握を通じてその帝国的支配を実現していたとする。また山崎覚士『中国五代国家論』（思文閣出版、2010 年）も、「天下」という中国传统の領域概念は、基本的には中国王朝の実効支配域をさす限定的な領域空間であるという渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序』（校倉書房、2003 年）の議論を念頭に置きながら、それを明示的に秩序づける「天下秩序」の一つとして貢納活動を挙げている。その一方で山崎氏は、天下空間の内部は必ずしも均一なものではなく、いくつかのレベルに区分されることを指摘し、五代中原政権は天下の内におけるそれぞれの地域・勢力の位置づけに応じて、「貢献」「上供」「進奉」という異なる貢納活動が設定され、それが実行されることで天下が実態的に連結されていたと指摘している。

このような「天下秩序」としての貢納活動が「朝貢」と関わってくるのは、宋代に朝貢として訪れる周辺諸国の使者が、宋朝側の記録のなかで「進奉使」と位置づけている点である。かりに五代「天下秩序」の議論に従えば、宋朝は周辺朝貢国を自身の天下の内に位置づけていたと考えることができる。ここで重要なのが、宋代という時代設定の問題である。山崎氏は、「五代十国」という枠組みは宋朝を統一王朝と位置づけるため、宋朝成立 100 年後ぐらいに、宋朝が結果的に継承・回収できた国数から逆算して作られた、宋人の主観的な歴史観に基づく枠組みであったことを指摘している。このことは、五代と宋代の境は明確に定まっているものではなく、宋朝は五代中原政権の一つとして捉えることができるということを意味している。この点を踏まえれば、宋朝が五代「天下秩序」を継承するかたちで周辺朝貢国を自身の天下の一部と認識していたと考えることができる。つまり朝貢は「進奉」と読み替えられることで、貢納活動の一つとして宋朝の「天下秩序」の中に位置づけられていたのである。

だが、必ずしもすべての朝貢が「進奉」と扱われる訳ではなく、一般的な朝貢は主に「来貢」と記録されるにとどまる。これに対して、「進奉」の場合は正式な使節（「進奉使」）として首都（北宋：開封、南宋：臨安）に迎えられており、この点からも宋朝が「進奉」に持たせる理念的な政治性をうかがうことができる。また宋朝は、実効支配域に「上供」という唐・五代以来の貢納活動を課している。この「進奉」「上供」という二種類の貢納活動によって、宋朝の天下は実態として支配できている空間と、実態を伴わない理念上でのみなりたつ空間にレベル区分されていると考えられる。

タイ立憲君主制とは何か—副署からの一考察

外山文子（京都大学東南アジア研究所）

2016 年現在、タイを統治しているのは、2014 年軍事クーデタの首謀者であるプラユット首相が率いる軍事政権である。なぜタイ民主化は、数十年にわたって一進一退を繰り返してきたのか、なぜクーデタが何度も起こり続けるのか、研究者のみならず一般タイ国民の関心事でもある。特に 2006 年クーデタの後から、タイ民主化と国王の政治的役割との関係について関心が集まるようになった。タイ国王と政治をめぐる問題については、タイ人の法学研究者らが興味深い議論を行ってきた。著名な法学研究者であり、2015 年に発表された憲法草案（通称ボーウォーンサック版）の起草委員会委員長でもあったボーウォーンサックは、タイでは国王と国民が主権を共同所有しており、クーデタが起こると主権が完全に国王に戻るのだと主張している。このような彼の主張に対しては、西欧型の立憲主義の原則に厳密に従うべしとの立場をとる法学研究者から強い批判がなされている。

長らく両者の間で意見の対立が続いてきたが、一点、コンセンサスが存在する。それは、国王の勅令などに対する「副署」（Countersignature）の必要性である。国王による国家行政に関する行為については、首相や大臣などによる副署が必ず必要であり、副署した人物が責任を取るため国王は間違いを犯すことが無いという、「The King can do no wrong」の原則である。この原則こそが立憲君主制の根幹であるとみなされている。副署の存在は、国王が立憲君主制の範囲の中に留まっていることを保障する。本発表では、クーデタに対する恩赦など、政治的に重要性の高い勅令や法律などの副署について検証を行う。これらの作業を通じて、タイ立憲君主制がどのように変化してきたのか明らかにする。

タイの憲法は、恒久憲法・暫定憲法ともに、一貫して副署の必要性について規定してきた。では副署の実態面はどのような状況であったか。クーデタなどの政変時に如何なる対応が行われたのか、実態面について確認する。本発表では、(1) クーデタグループ指導者の任命、(2) クーデタ実行に対する恩赦、(3) 首相の任命、(4) 憲法の公布、以上 4 種類の公文書の副署について検証を行う。

本発表における検証の結果からは、タイ国王は立憲革命以降の約 80 年間の歴史の中で、インフォーマルのみならず、フォーマルな領域においても立憲君主制の枠の中に留まり続けたとはいえないことが明らかとなった。副署が存在しない勅令などが存在するうえに、恒久憲法または暫定憲法における三権機関ではなく、軍人が軍人としての身分をもって副署を行っている事例が存在する。タイ立憲君主制とは、時代により変化し続け、時には国王がフォーマルにも立憲君主制の枠外に出るという危険を冒すシステムだといえよう。

自由研究発表

第 3 セッション

「マレー・ナショナリズム」の統制と「人種暴動事件」

竹野富之（名城大学理工学部非常勤講師）

本発表は、1969 年 5 月 13 日に起こった人種暴動事件の社会的背景を過去の文献資料を用いて分析し、同事件と連邦政府による「マレー・ナショナリズム」（マレー人に限定したナショナリズムを意味する）の統制との関係性について、報告者の「見立て」を報告するものである。

1963～65 年までの、マレーシア連邦成立をめぐるフィリピンやインドネシアとの対立、シンガポール分離独立をめぐる国家危機は、マレー人指導者達に「マレー・ナショナリズム」の重要性を認識させた。しかし、従来の「マレー・ナショナリズム」は、主として各州に存在する王族への忠誠を基盤としたものであったため、マレー人間では、国家レベルの連帯意識は希薄であった。そこで政治指導者達は、従来のあり方を見直し、国内すべてのマレー人を連帯させる「マレー・ナショナリズム」の構築、強化を優先課題とした。

しかし、そうした政策が功を奏して、「マレー・ナショナリズム」が国家レベルで高揚すれば、時に排外主義を生み、非マレー人の人々への憎悪やルサンチマン（嫉妬）を助長しかねない。その極端な例が「人種暴動事件」であった。同事件は、1969 年の下院選挙に勝利した華人系野党支持者によるデモとそれに対抗するためにマレー系与党側が結成したデモ隊との衝突によって生じた偶発的な事件である。それゆえ、1957 年独立以降の民族間の様々な矛盾が表面化した事件といえ、実際、政府白書は、中国語教育政策に対する華人系の不満、共産党の扇動、民族間の経済的格差などマレー社会が抱える諸問題をあげている。

なお、その中でも、民族間の経済格差問題は、民族間感情の悪化を助長する主な要因と考えられ、アブドゥル・ラーマン首相から政権を引き継いだラザクは、従来の市場には原則的に不介入の自由放任経済政策を放棄し、積極的に市場経済に介入し、マレー人の雇用の増大を目指す「新経済政策」を実施した。しかし、マレーシア経済の実権を握る華人実業家や外国人投資家の反発を抑え込み、「経済ナショナリズム」に沿った政策を実施するのは、過去の歴史的経緯からも困難であった。従って、「人種暴動事件」の際に、軍隊や警察を統括したラザクの政治的な手腕は、こうした旧来の体制を打破し、レジーム・チェンジする上で重要であった。また、華人やインド系の非マレー人も「人種暴動事件」を機にマレー人が国家安全保障を担っていることを認識し、表面上は、ラザクによるマレー人優先政策を受け入れていった。つまり、彼らも連邦政府の中央集権体制下に組み込まれることを受け入れた。こうして、連邦政府は「マレー・ナショナリズム」が極端な排外主義を生まぬよう、慎重に統制・管理する一方で、民族間の経済格差にも気を配る政策を推進することができたのである。

以上の経緯をふまえると、「人種暴動事件」は、結果として連邦政府による中央集権体制の構築、強化に大きく貢献したことが明らかとなった。そして、そのもとで「マレー・ナショナリズム」は統制されるようになったのである。

災害対応のなかの都市変容
—マニラ首都圏における社会階層の持続と変化を事例に—

西尾善太（京都大学大学院博士課程）

都市人口の急激な増加と気候変動に伴う極端気象の影響により、都市における災害管理は現代の最も深刻な課題の一つとなっている。本発表の目的は、災害管理と都市再開発が進展するマニラ首都圏において、貧困世帯の再定住地への移住と実践の事例から、都市を分断する社会階層の変化・再編の可能性について考察することである。

本発表で事例として取り上げるマニラ首都圏では、2009 年のオンドイ台風以降、政府による積極的な災害管理事業が河川・湖畔・海岸線沿いの「危険区域」に位置するスラム地区を郊外の再定住地に移住させている。都市の災害管理と貧困層の再定住事業が連動するなかで、どのように都市空間は変容しており、それは強固に分断された社会階層を持続させているのか、あるいは変化させているのかを検討する。本稿で着目するのは、マニラ首都圏において最も地理的な都市変容が急激に生じながらも、議論の俎上にあがらなかった郊外に位置する再定住地の空間の変容から首都圏の郊外化の要因を解明し、郊外化による社会階層への影響を考察する。

政府による災害管理が既存の社会階層間の分断をより強固にする手段として機能し、民間セクターによる再開発と連携してスラム地区に対し都市からの立ち退きを迫っている。従来の研究は、再定住地への貧困世帯の移住について、資本と権力による暴力・排除や、それに立ち向かう貧困層による抵抗・交渉行動に着目した理解を示してきた。しかしながら、再定住地への移動を民間セクターによるジェントリフィケーションや新自由主義的な都市変容からのみ分析することは不十分である。なぜなら、貧困世帯は時として主体的に郊外の再定住を選好し、合法的な住宅の所有者となり、より良い生活と未来を希求しながら生活を維持・向上する実践を試みているからである。再定住地への移住が貧困世帯にとってどのような意味を持つのか、なぜ移住へと魅きつけられ、いかなる実践を行っているのかについて解明することが必要である。政府による災害管理という一方的なスラム地区の立ち退きと再定住について、貧困世帯の生活レベルでの対応と生活実践の再構築から分析することで、その管理や意図、再定住地という場の性質を再検討する。

そのような多様な実践を本発表では、貧困世帯による「災害対応」の実践として捉え、政府や民間セクターによる災害管理とスラム地区住民の災害対応との間で生じる対立・交渉・擦り合わせから社会階層の変動を考察し、都市の地理的相貌と社会経済的編成を伴う「都市変容」が生じていることを主張したい。